

春日井市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業助成 金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要低迷のなか、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）である製造業者及び物流業者の設備投資を促進することにより、雇用の確保及び事業の継続を図るため、予算の範囲内において春日井市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次のいずれにも該当する中小企業者（個人にあつては、営利を目的とし税務署長に所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づく個人事業の開業届出書を提出している者に限る。）とする。

- (1) 市内に事業所を置き、事業を行う者であること。
- (2) 製造業者（事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる製造業を営む事業者をいう。以下同じ。）又は物流業者（事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。以下同じ。）であること。
- (3) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けたことがないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する設備投資とする。

- (1) 固定資産税の対象となる償却資産のうち、第2種機械及び装置に該当する設備を取得するものであること。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年12月31日までに取得する設備であり、その取得価額（当該価額に消費税額を含まない場合は、消費税額を加えた額）の合計が1,000,000円以上であること。
- (3) 市内において自己の用に供する設備であること。
- (4) 取得した初年度に自己の償却資産台帳に計上される設備であること。
- (5) 春日井市商工業振興条例（昭和62年春日井市条例第13号）に基づく助成金その他の市が支給する助成金等の交付を受けるものでないこと。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成対象事業に伴い取得する償却資産に係る評価額に100分の20を乗じて得た額以内とし、1事業者につき、1,000,000円を限度とする。

- 2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、春日井市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、助成対象事業の着手30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備一覧（第2号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 交付申請の受付期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をし、春日井

市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業助成金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、助成金交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（計画変更）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、助成対象事業等の計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに市長に対し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業等計画変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）を提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する軽微な事項の変更については、この限りでない。

(1) 設備の取得年月の変更

(2) 中小企業者（個人を除く。）の代表者の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めるもので、助成金額に影響がない変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めたときは、前条第1項の決定を変更し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業助成金変更・中止・廃止決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、助成対象事業が完了したときは、市長の定めるところにより、春日井市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業実績報告書（第6号様式）及び固定資産税における償却資産評価額確認承諾書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、令和5年1月31日までに市長に報告しなければならない。

(1) 償却資産台帳の写し又はそれに準ずる書類

- (2) 助成対象設備の代金の支払を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成対象事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、春日井市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業助成金額確定通知書（第8号様式）により、交付決定者に通知しなければならない。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、請求書（第9号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により提出された請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱又は助成の目的、交付決定の内容若しくはこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 助成対象事業を休止又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項第1号及び第3号の規定により助成金を返還させる場合における返還額は全部とし、同項第2号の規定により助成金を返還させる場合における返還額は、次の各号に定める期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事業開始から1年未満の期間に取消しがあった場合 100分の100
 - (2) 事業開始から1年以上2年未満の期間に取消しがあった場合 100分の80
 - (3) 事業開始から2年以上3年未満の期間に取消しがあった場合 100分の60
 - (4) 事業開始から3年以上4年未満の期間に取消しがあった場合 100分の40
 - (5) 事業開始から4年以上5年未満の期間に取消しがあった場合 100分の20
- (財産処分の制限)

第13条 交付決定者は、助成対象となった設備について、助成金を最初に受けた年度から5年を経ないで助成目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付決定された助成金については、この要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和3年4月1日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市新型コロナウイルス感染症対策設備投資特別促進事業助成金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の助成金の交付申請について適用し、同日前の助成金の交付申請については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日から同年6月30日までに着手する助成対象事業に係る第5条第1項の適用については、同項中「着手30日前」とあるのは「令和3年6月30日」とする。